

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

## 1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

| 区 分    | 公 務 員 |       |          |               | 民 間             |       |               | A/B  |
|--------|-------|-------|----------|---------------|-----------------|-------|---------------|------|
|        | 職員数   | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額<br>(A) | 対応する民間<br>の類似職種 | 平均年齢  | 平均給与月額<br>(B) |      |
| 全 体    | 9人    | 54.9歳 | 340,267円 | 376,211円      | -               | -     | -             | -    |
| 自動車運転手 | 2人    | 48.9歳 | -        | -             | 自家用乗用車運転者       | 56.3歳 | 237,700円      | -    |
| 清掃職員   | 2人    | 58.5歳 | -        | -             | 廃棄物処理業従業員       | 43.3歳 | 299,800円      | -    |
| 給食調理員  | 3人    | 59.4歳 | 332,767円 | 347,750円      | 調理員             | 41.7歳 | 251,500円      | 1.38 |
| そ の 他  | 2人    | 50.8歳 | -        | -             | -               | -     | -             | -    |

※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当（期末手当、勤勉手当、寒冷地手当を除く）の額を合計したものです。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(H16～H18の3ヵ年平均)

※ 2人以下の項目については、個人が特定されるため公表していません。

(2) 年齢別職員数

| 区 分    | 20歳 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|        | 未満  | 23歳 | 27歳 | 31歳 | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 | 以上  |
| 全 体    | 人   | 人   | 人   | 人   | 人   | 人   | 1人  | 人   | 1人  | 2人  | 5人  | 人   |
| 自動車運転手 |     |     |     |     |     |     | 1   |     |     | 1   |     |     |
| 清掃職員   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 2   |     |
| 給食調理員  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 3   |     |
| そ の 他  |     |     |     |     |     |     |     |     | 1   | 1   |     |     |

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表を適用。(一般職員と同じ)

イ 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等。  
(一般職員と同じ)

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸(56歳以上は2号俸)を標準として昇給する。  
ただし、2級の最高額を超えている労務職員は、昇給抑制措置を実施している。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員については、基本的に退職不補充とし、行財政改革プランに基づき民間委託等を推進する。

## 3 具体的な取組内容

(1) 特殊勤務手当について、平成17年度に大幅な改正を行い、運転業務手当等の廃止を行った。  
また、平成20年度には、給食業務手当の廃止を行う。

(2) 労務職の昇格について、平成18年度から2級までとし、既に3級に在級する職員で2級の最高額を超えている者は、昇給抑制措置を実施している。

## 4 その他

今後も、退職不補充を基本とし、行財政改革プランに基づき民間委託等の推進を図る。